

管 理 規 程

埼玉県流域下水道事業管理規程第三号

埼玉県下水道局職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年三月二十九日

埼玉県下水道事業管理者 今 成 貞 昭

埼玉県下水道局職員給与規程の一部を改正する規程

埼玉県下水道局職員給与規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

別表第三を次のように改める。

別表第三（第二条関係）
下水道企業職給料表級別職務区分表

機関の区分	職務の級	職
各機関共通	一級	主事 技師 専門員
	二級	主事 技師 専門員
	三級	主任 主任専門員
本庁	三級	主査 工事検査員 課付
	四級	主査 工事検査員 課付
	五級	主幹 主任工事検査員 課付
	六級	調整幹 副課長 主幹 副室長 副主席工事検査員 主任工事検査員 課付
	七級	課長 技術評価幹 総合技術幹 主席工事検査員 副参事 局付
	八級	局長 契約局長 総合技術センター所長 参事 局付
	九級	局長 参事 局付
	十級	参事 局付
地域機関	三級	担当課長 所付
	四級	担当課長 所付
	五級	担当部長 所付
	六級	副所長 担当部長 所付
	七級	所長

備考 現に上位の級に決定されている職については、本表にかかわらず、従前の例による。

別表第四中「副課長」を「課長」に改める。

附 則

この規程は、令和四年四月一日から施行する。